

入札公告（再々度）

契約担当官
海上自衛隊阪神基地隊本部
経理科長 津 嶋 昭 臣

次のとおり一般競争入札に付します。

記

1 入札日時及び場所

- (1) 日 時 令和 3 年 12 月 24 日（金）時間については、別表のとおり。
ただし、入札書を郵送するときは、封筒表面に入札書在中と朱書の上、
令和 3 年 12 月 23 日（木）16:45 までに必着するよう送付のこと。
- (2) 場 所 〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町37番地 海上自衛隊阪神基地隊本部 入札室

2 入札資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度(令和01・02・03年度)防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
(仕様書受領の際に資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。)
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	履行期限	履行場所
03-1-1021-2105-5030-00	(冷)春巻 外22件	令和4年3月31日	阪神基地隊本部及び指定場所

4 仕様書の受領期限等

- (1) 日 時 令和 3 年 12 月 21 日（火）16:45まで。
ただし、土曜日、日曜日等を除く
応札意思のある方は、期限までに参加申込をしてください。
- (2) 場 所 海上自衛隊阪神基地隊本部経理科事務室

5 入札方法

- (1) 本件は、単価をもって入札を行い、落札決定に当たっては入札書に記載された単価に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約単価の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られた金額をもって申し込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおりに入札書に記載された書面上の金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額をもって申し込みがあったものとする。

6 適用する契約条項等

売買契約一般条項及び生糧品購入に関する特約条項

7 保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金:免除
- (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額(入札書に記入した金額の110/100又は108/100に相当する金額)の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。

8 契約書の作成

契約書の作成を要する。

9 入札の無効

競争参加資格のない者のした入札、入札及び契約心得のとおり実施しない者の入札、入札の条件に反した入札は無効とする。

10 その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 入札心得・契約条項は、阪神基地隊本部入札室に掲載する。
- (3) 4の期日までに仕様書を受領していない者は入札を認めない。
- (4) 入札に関する問い合わせ：海上自衛隊阪神基地隊本部経理科契約係 担当:上田
電話番号:078-441-1001 内線 246
FAX番号:078-441-1053

入札時間

	項 目	時 間	種 別	該当項目番号
1	(冷) 春巻 外 2 2 件	10:00		1-25, 2-4, 2-8, 2-11 3-14, 3-22, 3-23 3-25～3-28, 4-3, 4-12 4-20, 4-21, 4-23, 4-26 4-28, 4-29 6-5～6-8

内 訳 書(1月～3月分 再々度)

項 番	物 品 番 号	品 名	単位	予定数量	規 格	単 価	金 額	記 事
1-25	ML N/S	(冷)春巻	EA	1,665	1 材 料(1)肉巻 肉類又は鶏を1種類以上、たけのこ、玉葱等(2)海鮮巻 魚介類(えび、たこ、いか、かに等)3種類以上、たけのこ、玉葱等 2 品 質 材料を調味料等で調理し、春巻きの皮で包んだもの。 3 重 量 1EA=30g以上とする。 4 その他 (1)は奇数月(2)は偶数月、とする。			
2-4	ML N/S	(冷)ホウレン草	KG	55	1 品 質 1はれん草を十分に水洗いした後、加熱処理にしたもので、自然解凍後そのまま食べられるもの、2 サイズ 長さ約4cmにカットしたもの、3 内容量及び包装 1EA=500g入りポリエチレン袋詰とする。			
2-8	ML N/S	(冷)きぬさや	KG	51	1 品 質 (1)若さやで、淡緑色を呈するもの、(2)両端を切断したもの、(3)「アチンナ」し、IQFとする、2 内容量及び包装 1EA=500g入りポリエチレン袋詰とする。			
2-11	ML N/S	もずく	EA	896	1 材 料 もずく、調味料等 2 品 質 (1)暗褐色で、粘質に富み柔らかい細線状のもの、(2)太さは1mm以下とする、3 内容量及び包装 1EA=80g入り一般市販品とする。			
3-14	ML N/S	凍豆腐	EA	37	1 品 質 一般市販品で、変色、欠損、ひび割れ及び著しい変形がないものとする、2 内容量及び包装 1EA=130g以上(5個)及び出し袋5個入りとする。			
3-22	ML N/S	梅肉チューブ	EA	103	1 包装 1本/40g以上を標準としたチューブタイプのものとする、2 賞味期限納品日から常温保存で6か月以上の期間を有するものとする。			
3-23	ML N/S	もちきんちやく	EA	1,106	1 品 質 もち米、油揚げ、かんぴょうを使用したもの、2 賞味期限納入後3か月以上のもの、3 内容量 40g～50g			
3-25	ML N/S	中華ドレッシング	EA	996	1 品 質 (1)一般市販品のドレッシングとする、(2)中華ドレッシングとする、2 内容量及び包装 1EA=10g入りとする、3 賞味期限納入後、3か月以上の期間を有するものとする。			
3-26	ML N/S	ノンオイル青じそドレッシング	EA	1,084	1 品 質 (1)一般市販品のドレッシングとする、(2)ノンオイル青じそドレッシングとする、2 内容量及び包装 1EA=10g入りとする、3 賞味期限納入後、3か月以上の期間を有するものとする。			
3-27	ML N/S	フレンチドレッシング	EA	1,076	1 品 質 (1)一般市販品のドレッシングとする、(2)乳化タイプ状のものとする、(3)常温保存可能なものとする、2 内容量及び包装 1EA=10g入りとする、3 賞味期限納入後、3か月以上の期間を有するものとする。			
3-28	ML N/S	焙煎胡麻ドレッシング	EA	1,271	1 品 質 (1)一般市販品のドレッシングとする、(2)すりたてのゴマを6%以上使用し、クリームタイプに仕上げたものとする、(3)常温保存可能なものとする、2 内容量及び包装 1EA=10g入りとする、3 賞味期限納入後、3か月以上の期間を有するものとする。			
4-3	ML N/S	もろみ	KG	11	1 品 質 熟成良好で、きょうろ植物を含まないもの、 2 内容量及び包装 1EA=200g標準入り容器詰とする。			
4-12	ML N/S	白菜漬	KG	38	1 品 質 (1)よく洗浄した白菜を、十分に水洗いし、2つ又は4つ割りとし、唐辛子、塩等を入れ漬けたもの、(2)塩味、辛味は適度で、酸味なく、風味良好なもの、(3)ア/酸等の調味液に漬け込んだもの、 2 その他 液汁は量目外とする。			
4-20	ML N/S	朝鮮漬	KG	89	1 品 質 (1)国産品とする、(2)良質の白菜、人参、昆布の国産材料を使用したもの、(3)にんにく、唐辛子、ニンニクエキスを配合した塩漬とする。			
4-21	ML N/S	胡瓜朝鮮漬	KG	55	1 品 質 原材料の切り方は、刻みになっていないものとし、適度な大きさを有するもの、2 賞味期限納入後6か月以上のもの。			
4-23	ML N/S	奈良漬	KG	23	1 品 質 (1)上質の葉の厚い国内産瓜を使用したものとする、(2)へた及びわたを除いたものとする、(3)内部まで味がよく浸透し、あめ色を呈したものとする、(4)適度な糖を添加したものとする、2 包装 1袋:360gを標準とし、ポリエチレン袋詰とする、3 賞味期限納品日から冷蔵保存で10日以上期間を有するものとする。			
4-26	ML N/S	べったら漬	KG	29	1 品 質 (1)「す」折れ、傷等を含まない優良な大根を使用したもの、(2)1本200g以上のもの、(3)糖漬とし、適度の糖を添加したもの、2 その他 糖は量目に含まない。			
4-28	ML N/S	野沢菜漬	KG	14	1 材 料 野沢菜、醤油、ア/酸液、糖類(果糖ブドウ糖液水飴)、食塩、醸造酢、みりん等 2 品 質 有機肥料を使用した野沢菜の材料で漬けたもの、3 内容量及び包装 1EA=1kg入りバケツ包装とする。			
4-29	ML N/S	ピビンバ	KG	51	1 品 質 もやし、ぜんまい、人参等を味付けしたもの、 2 賞味期限納入後3か月以上のもの。			
6-5	ML N/S	LL菓子パンA	EA	530	1 品 質 (1)ロングライフパンとする、(2)種類はバナナスイーツ、とする、2 内容量及び包装 1EA=60g標準とし、個別包装された市販流通品とする。			
6-6	ML N/S	LL菓子パンB	EA	395	1 品 質 (1)ロングライフパンとする、(2)種類はつぶあん、とする、2 内容量及び包装 1EA=60g標準とし、個別包装された市販流通品とする。			
6-7	ML N/S	LL菓子パンC	EA	639	1 品 質 (1)ロングライフパンとする、(2)種類はチョコリング、とする、2 内容量及び包装 1EA=60g標準とし、個別包装された市販流通品とする。			
6-8	ML N/S	LL菓子パンD	EA	446	1 品 質 (1)ロングライフパンとする、(2)種類はブルーベリーデニッシュ、とする、2 内容量及び包装 1EA=60g標準とし、個別包装された市販流通品とする。			

(注)1. 物品番号のついているものは納品書に必ず記入すること